

(別記8)

## 種ばれいしょの安定供給対策事業

### 第1 事業の内容

本事業は、需要に応じた種ばれいしょの安定供給体制を確立するため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 種ばれいしょの緊急増産

ばれいしょの早期増産のため、種ばれいしょの増産に必要な取組を支援。

#### 2 種ばれいしょのり病率低減

種ばれいしょの生産維持・拡大のため、労働負担軽減に資するり病率の低い種いもの安定供給促進に必要な取組を支援。

#### 3 種ばれいしょの高温障害に対応した緊急増殖

高温障害を主たる要因として令和6年の種ばれいしょ生産が不良となった結果、次年における原種及び採種の生産に必要な種ばれいしょが不足する品種において、令和6年産の原種及び採種を用いた再増殖の取組を支援。

#### 4 種ばれいしょ高温対策に係る機械・設備の導入

高温による種ばれいしょの品質低下を防止するために必要な機械・設備の導入を支援。

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。）

(3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

## 2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標から1つ設定することとする。

### (1) 第1の1の取組を行う場合

- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加

### (2) 第1の2又は第1の4の取組を行う場合

- ・事業実施地区における種ばれいしょの規格内率を、直近7中5年間の平均と比較して1.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの販売数量又は販売金額を3.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする

### (3) 第1の3の取組を行う場合

- ・事業を実施した種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）として合格した種ばれいしょを供給すること

なお、第1の2の取組に加えて第1の3の取組を行う事業実施主体については、第1の3の成果目標の達成をもって第1の2の目標に代えることができるものとする。

## 3 目標年度

成果目標の目標年度は、第1の1、2及び4の取組については事業実施年度の翌々年度とし、第1の3の取組については令和7年度とする。

## 第4 補助対象経費、補助率等

### 1 種ばれいしょの緊急増産

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、ばれいしょの早期増産を目的に、加工用等の需要に応じた種ばれいしょ作付面積の拡大に伴って、追加的に必要となる種いも切斷作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほとし、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積のうち前年度からの増加分とする。

なお、補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる面積とする。

- (3) 補助率は、10a当たり20,000円とする。

- (4) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。

## 2 種ばれいしょのり病率低減

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、種ばれいしょほ場におけるウイルスり病率を0.1%未満に低減するために追加的に必要となるほ場見回り労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほとし、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積とする（前年度からの増加分は補助対象外とする。）。また、第1の3の取組で対象とするほ場についても同時に対象とすることができるものとする。
- (3) 補助率は、10a当たり8,000円とする。
- (4) 本取組を行ったほ場においては、ウイルスり病率を0.1%未満に低減することとし、事業実施後4年間は、原則として事業実施前年度の作付面積とおおむね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持又は事業実施年度の作付面積よりも種ばれいしょ作付面積を増加させることとする。
- (5) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。

## 3 種ばれいしょの高温障害に対応した緊急増殖

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、令和6年原種ほ産及び採種ほ産の種ばれいしょを用いて、令和7年にそれぞれ原種及び採種を再増殖するために追加的に必要となる労働費（種子の確保に向けた切り増し、規格外品等の活用による管理労力、ウイルスり病率の低減等）、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほとし、補助対象面積は、事業実施年度に令和6年産原種及び採種を用いて再増殖が行われる作付面積とする（第1の1の取組の補助金を受けた又は受ける予定の作付面積は補助対象外とする）。また、第1の2の取組で対象となるほ場についても同時にこの取組の対象とすることができるものとする。
- (3) 補助対象となる品種は、令和6年の原種ほ場等において萌芽不良等の発生により増殖が不良になったと認められるものとする。
- (4) 補助率は、10a当たり8,000円とする。
- (5) 本取組を行ったほ場においては、ウイルスり病率を0.1%未満に低減することとし、事業実施後4年間は、原則として事業実施前年度の作付面積とおおむね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持又は事業実施年度の作付面積よりも種ばれいしょ作付面積を増加させることとする。
- (6) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。

## 4 種ばれいしょ高温対策に係る機械・設備の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、高温による種ばれいしょの品質低下の防止に資する機械・設備等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。
- (2) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。

- (3) 本体価格が 50 万円以上の機械・設備等であること。
- (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の機械・設備等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- (6) 機械・設備等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

- (ア) 導入等する機械・設備等の能力・規模が、受益農業従事者の数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。  
また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
- (イ) 導入等する機械・設備等は、既存の機械・設備等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (ウ) 機械・設備等の購入先の選定に当たっては、当該機械・設備等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (エ) 導入等する機械・設備等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により機械・設備等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械・設備等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

イ 機械・設備等を導入する場合の留意事項

- (ア) 機械・設備等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、機械・設備等の導入を行った場合は、交付等要綱第 25 第 3 項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。  
都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の機械・設備等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として機械・設備等を導入する場合については、次によるものとする。
  - a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
  - b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。  
事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該機械・設備等の耐用年数＋年間管理費
  - c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。  
なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 機械・設備等をリース導入する場合の留意事項

- (ア) 機械・設備等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1 年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械・設備等を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ) の選定結果及びリース契約に基づき機械・設備等を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

5 実施要領第6の3に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、種ばれいしよの生産拡大の取組を継続することとする。